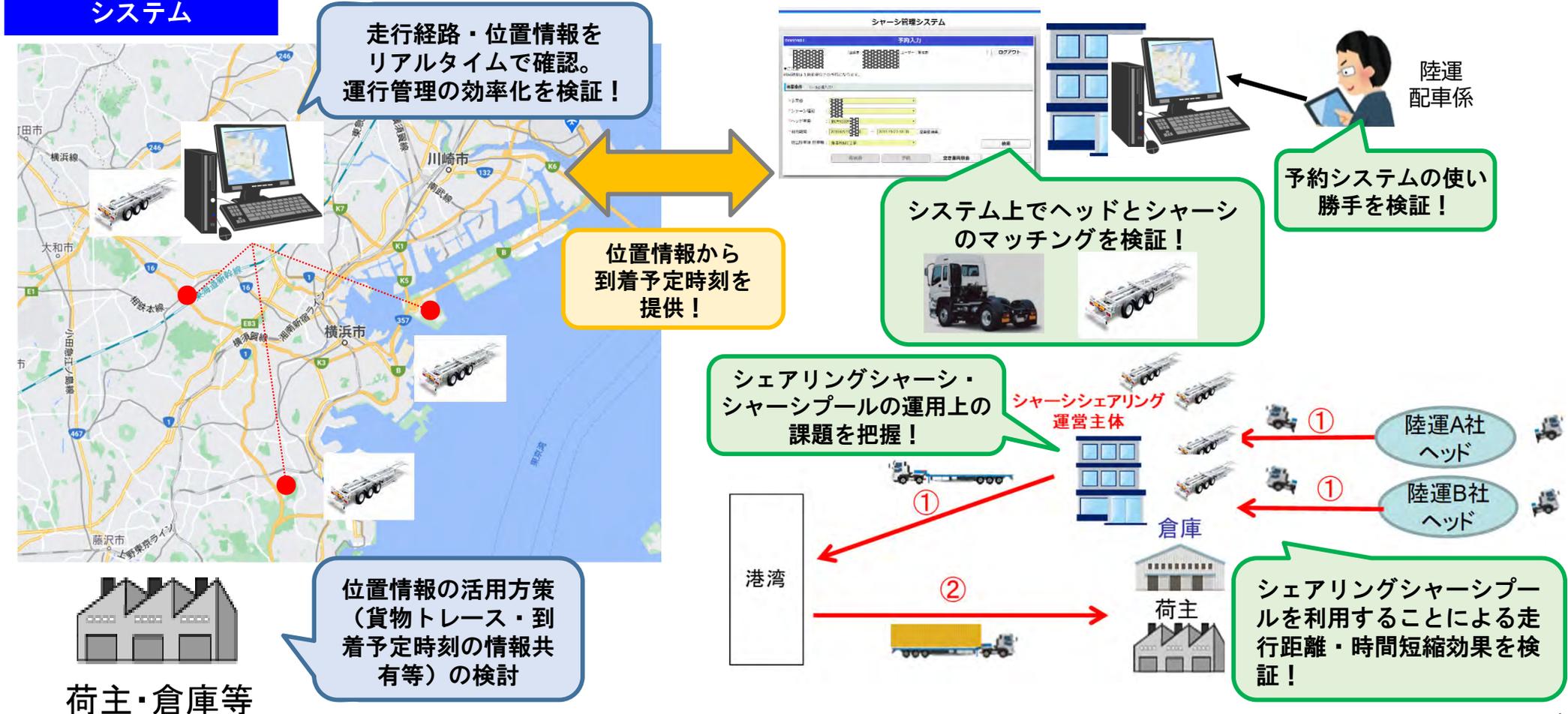


●位置情報管理機能を備えたシャーシのシェアリング導入に向け、導入効果や運用上の課題を把握することを目的に、横浜港においてシャーシの位置情報管理及びシャーシシェアリングの実証実験を実施する。

I.シャーシ位置情報管理	シャーシに位置情報管理デバイスを取り付け、(過年度よりも)規模を拡大し、シャーシの動態を把握。位置情報の活用方策を検討。
II.シャーシシェアリング	シェアリング用のシャーシ・専用シャーシプールを使い、予約システムから利用予約。システム上での車両のマッチングや実運用に向けた課題の把握、輸送効率化の検証等を実施。

I.シャーシ位置情報システム



実施概要	<ul style="list-style-type: none">・位置情報を取得するデバイスをシャーシに取り付け、シャーシの位置情報を取得し、シャーシの動態の把握と位置情報の活用方法を検討。・実用化に向け、デバイスの適切な設置方法や運用方法を検証。
実施場所	横浜港およびコンテナ貨物の輸送先
参加事業者	横浜港シェアリングエコノミー研究会構成員
使用システム・車両	<ul style="list-style-type: none">・位置情報管理システム:「Sigfox」及び「IoT Tracker」・シャーシ:各構成員所有のシャーシ96台
検証項目	<ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/>シャーシの動態<input checked="" type="checkbox"/>シャーシ位置情報管理システムの運用面の課題の把握<input checked="" type="checkbox"/>実用化に向けた課題の整理<input checked="" type="checkbox"/>位置情報の活用方策
実施時期	令和3年2月～令和3年3月

シャーシ位置情報管理実証実験の検証項目の詳細及び分析・整理方法

検証項目	内容	分析・整理方法
(1)シャーシの動態把握	①位置情報デバイスから取得されたデータより走行距離・時間を分析	・事務局にてデータを整理・分析
	②運転日報から取得されるシャーシの利用ステータス(コンテナ積載の有無、配達先への到着時間等)より、シャーシの稼働内容を分析	・参加陸運事業者が運転日報を記入。 ・事務局が利用ステータス情報を整理。
(2)運用面の課題把握	①シャーシ位置情報管理システムの評価(使い勝手、取得データの内容等)の聴取 ②改善が必要な点、利用上の課題の聴取	・参加陸運事業者に対しアンケート調査を実施。
(3)位置情報の活用方策	①位置情報の活用方法に関する意見聴取 ※考えられる活用方法 ・配達遅延等の状況確認 ・利用可能シャーシの情報確認(急な配車オーダーへの対応)等	・参加陸運事業者及び荷主等に対しアンケート調査を実施。

実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・シェアリング用シャーシおよびシャーシプールを用いたシェアリングを実施。 ・シェアリング用シャーシを活用した輸送や車両管理の効率化の検証。 ・シャーシシェアリングの予約・マッチングシステムを試験し、使い勝手やシステムの運用方法を評価するとともに、実用化に向けた課題を抽出。 ・シェアリング用シャーシの利用に係る諸手続きを通じ、事業化に向けた手続きの確認や、運営上・制度上の課題を抽出。
実施場所	横浜港 【専用シャーシプール】南本牧ふ頭・本牧ふ頭(予定)
参加事業者	横浜港シェアリングエコノミー研究会構成員
使用システム・車両	<ul style="list-style-type: none"> ・シャーシシェアリング予約システム ・シェアリング用シャーシ:事務局調達の10台(20ft3軸4台、40ft3軸4台、兼用3軸2台)
検証項目	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 車両稼働率・管理効率の向上効果 <input checked="" type="checkbox"/> システムの利用面・運用面、実用化に向けた課題 <input checked="" type="checkbox"/> 将来的な事業化を見据えた運営上・制度上の課題
実施時期	令和3年6月頃(2週間程度)

シャーシシェアリング実証実験の検証項目の詳細及び分析・整理方法(案)

項目	内容	実施・協力主体、留意事項
(1)走行距離・時間の短縮、及び車両稼働率の向上効果	①位置情報デバイスから取得されたデータより走行距離・時間を分析。	・事務局にてデータを整理・分析
	②運転日報情報から取得されるシャーシの利用ステータス(コンテナ積載の有無、配達先への到着時間等)より、シャーシの稼働内容を分析 ・シャーシ位置情報管理実証実験で得られたシャーシの稼働状況との比較により、稼働率向上効果を検証。	・参加陸運事業者が運転日報を記入。 ・事務局が利用ステータス情報を整理。
(2)シャーシシェアリングシステムの運用面の課題把握	【事後アンケート】 ①シャーシシェアリングシステムの評価(予約方法・利用方法、予約システムなど) ②改善が必要な点、利用上の課題	・参加陸運事業者に対しアンケート調査を実施。
(3)法的手続きの確認	①シェアリング用シャーシを運送事業用車両として利用するにあたって必要となる法的手続きの確認(事業計画変更、連結検討、特車申請を実際に行い、手続きの内容、所要時間などを確認する。)	

現状

シャーシ（トレーラ）については、トラクタを追加する場合に、自動車検査証の記載変更手続きが必要。
※シャーシとトラクタどちらかの自動車検査証に記載すればよい。



課題

現状では、自動車検査証に組合せが記載されていないと牽引できない。



対応

実証実験期間中の標準的な組合せについては、自動車検査証とともに諸元表を携帯することで、記載変更手続きを不要とする。



シャーシシェアリングの運営のイメージ

シャーシシェアリング運営主体

シェアリング用シャーシ
※位置情報管理デバイス取付



予約システム
※予約受付・管理、シャーシの
位置情報提供など



シャーシプール

所有	貸出	保守
<ul style="list-style-type: none"> ● シェアリング用シャーシを所有。 ● シャーシの所有に係る諸手続きを行う。 ● 専用シャーシプールにてシャーシを管理。 	<ul style="list-style-type: none"> ● シェアリングの予約(マッチング)システムを導入し、シャーシの予約受付・貸出。 ● (将来的には)利用に応じて料金を徴収。 	<ul style="list-style-type: none"> ● シャーシの保守(点検、整備) ● シャーシプールの管理(保守、清掃、警備など)

Cyber Port・CONPAS

連携

最寄りシャーシの貸出

位置情報の提供

位置情報の提供

陸運



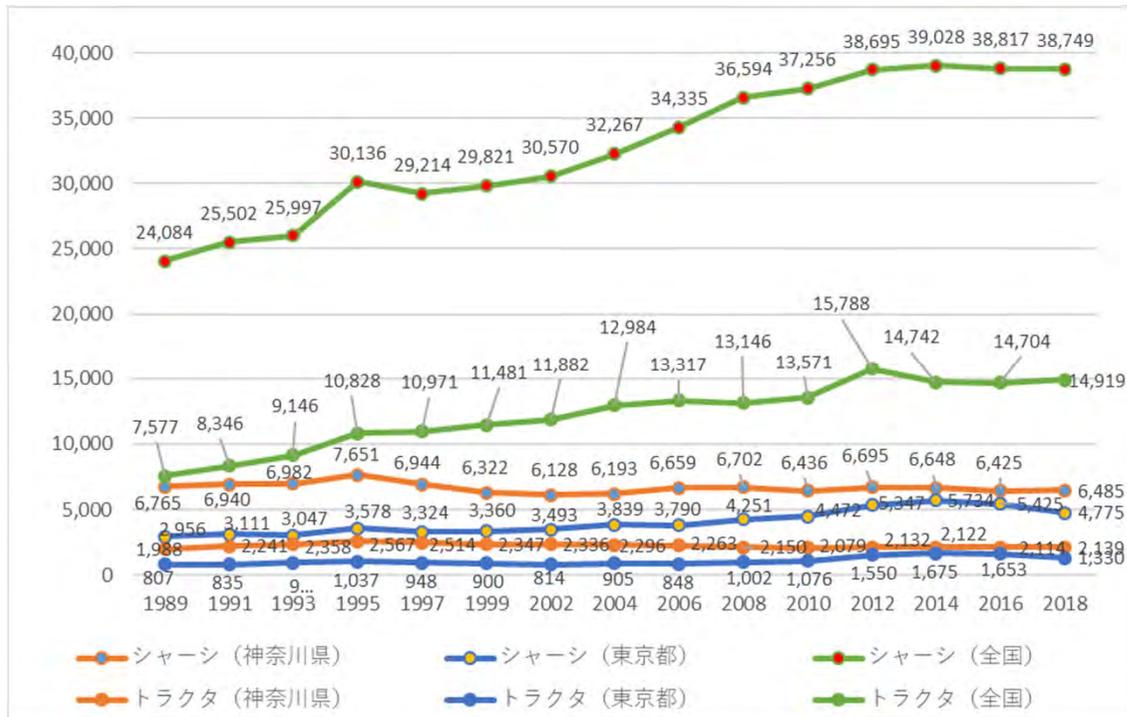
荷主



他地域への横展開

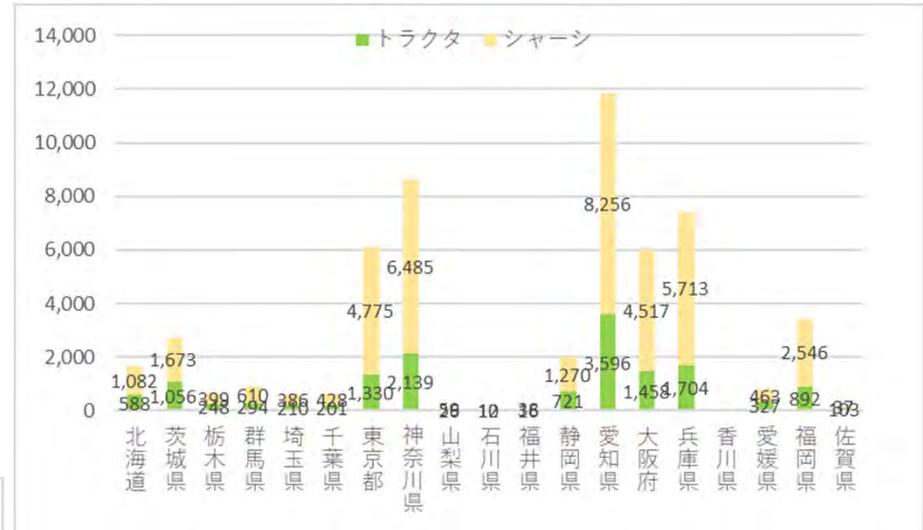
- トラクタに対しシャーシ比率は約2.6倍
(2018年 トラクタ:14,919台 シャーシ:38,749台)
- 全国的にはシャーシ台数は横ばい、神奈川県内でも同様の傾向。
- 神奈川県内では、近年20ftシャーシが減少、20・40ft兼用シャーシが増加傾向にある。

■ 海上コンテナ用車両台数の推移(神奈川県・東京都・全国)



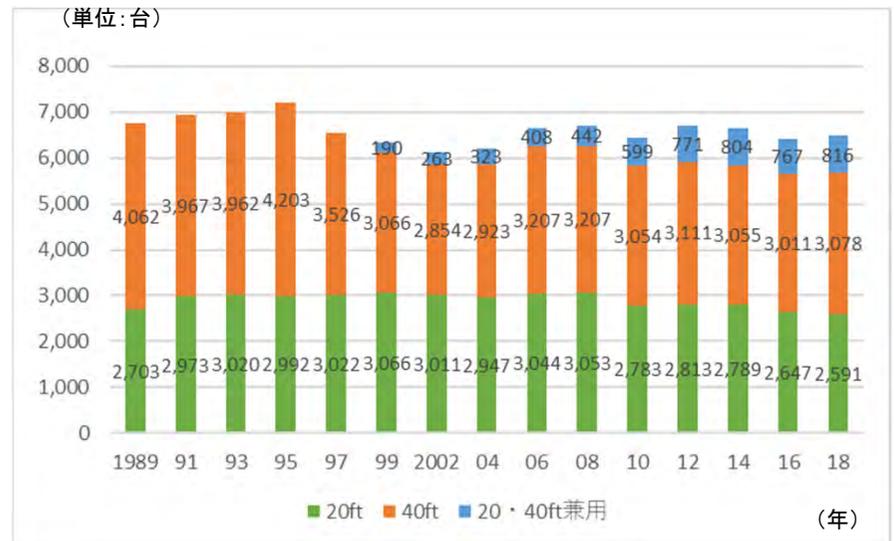
■ 都道府県別シャーシ台数(2018年)

(単位:台)



■ 神奈川県のシャーシ台数推移(2018年)

(単位:台)



出典:(公社)全日本トラック協会提供資料より

新たな特殊車両通行制度について

● 道路法等の一部を改正する法律

背景・必要性

- 大型車による物流需要の増大に伴い、特殊車両※の通行許可手続の長期化など事業者負担が増大し、生産性が低下（過積載等の法令違反も依然として散見） ※ 車両の重量等が一定限度を超過する車両
- 主要駅周辺にバス停留所等が分散し、安全かつ円滑な交通の確保に支障
- バイパスの整備等により自動車交通量が減少する道路が生じる一方、コンパクトシティの進展等により歩行者交通量が増加する道路も生じており、歩行者を中心とした道路空間の構築が必要
- 2020年を目途としたレベル3以上の自動運転の実用化に向け、車両だけでなくインフラとしての道路からも積極的に支援する必要
- 災害発生時における道路の迅速な災害復旧等が必要

安全かつ円滑な道路交通の確保と道路の効果的な利用を推進する必要

法案の概要

1. 物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設 【道路法、道路特措法】

- デジタル化の推進により、登録を受けた特殊車両※が即時に通行できる制度を創設 ※ 車両の重量等が一定限度を超過する車両

- ◆ 事業者は、あらかじめ、特殊車両を国土交通大臣に登録
- ◆ 事業者は、発着地・貨物重量を入力してウェブ上で通行可能経路を確認
- ◆ 国土交通大臣は、ETC2.0を通じて実際に通行した経路等を把握
- ◆ 国土交通大臣は、登録等の事務を一定の要件を満たす法人に行わせることができる



2. 民間と連携した新たな交通結節点づくりの推進 【道路法、道路特措法】

- 交通混雑の緩和や物流の円滑化のため、バス、タクシー、トラック等の事業者専用の停留施設を道路附属物として位置付け(特定車両停留施設)

- ◆ 施設の運営についてはコンセッション(公共施設等運営権)制度の活用を可能とする
 - ・ 運営権者(民間事業者)は、利用料金を収受することが可能
 - ・ 協議の成立をもって占用許可とみなす



特定車両停留施設(イメージ)

3. 地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築 【道路法、財特法】

- 賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設(歩行者利便増進道路)

- ◆ 指定道路では、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間を整備(新たな道路構造基準を適用)
- ◆ 指定道路の特別な区域内では、
 - ・ 購買施設や広告塔等の占用の基準を緩和
 - ・ 公募占用制度により最長20年の占用が可能
- ◆ 無電柱化に対する国と地方公共団体による無利子貸付け(※予算関連)



歩行者利便増進道路(イメージ)

4. 自動運転を補助する施設の道路空間への整備 【道路法、道路特措法、財特法】

- 自動運転車の運行を補助する施設(磁気マーカ一等)を道路附属物として位置付け(民間事業者の場合は占用物件とする)

- ◆ 磁気マーカ一等の整備に対する国と地方公共団体による無利子貸付け(※予算関連)



5. 国による地方管理道路の災害復旧等を代行できる制度の拡充 【道路法】

- 国土交通大臣が地方管理道路の道路啓開・災害復旧を代行できる制度を拡充

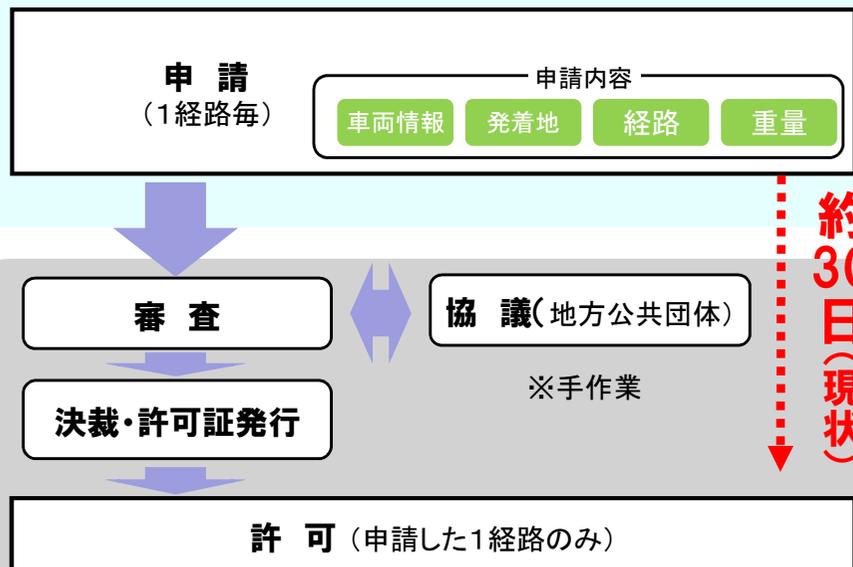
【目標・効果】安全かつ円滑な道路交通の確保と道路の効果的な利用の推進

- ①: 特殊車両の通行に係る手続の期間 約30日から2021年度末までに約10日(登録車両は即日)に短縮
- ②: 特定車両停留施設における高速バス年間利用者数 2030年度に概ね5,000万人
- ③: 歩行者利便増進道路の累計指定区間 2025年度末までに概ね50区間
- ④: 地域限定型の無人自動運転移動サービスの累計展開地域 2030年末までに100箇所以上

デジタル化の推進による新たな特殊車両通行制度の導入

特殊車両の通行手続き

現行(許可)制度



通行
(許可を受けた1経路を通行可)



取締基地における取締り

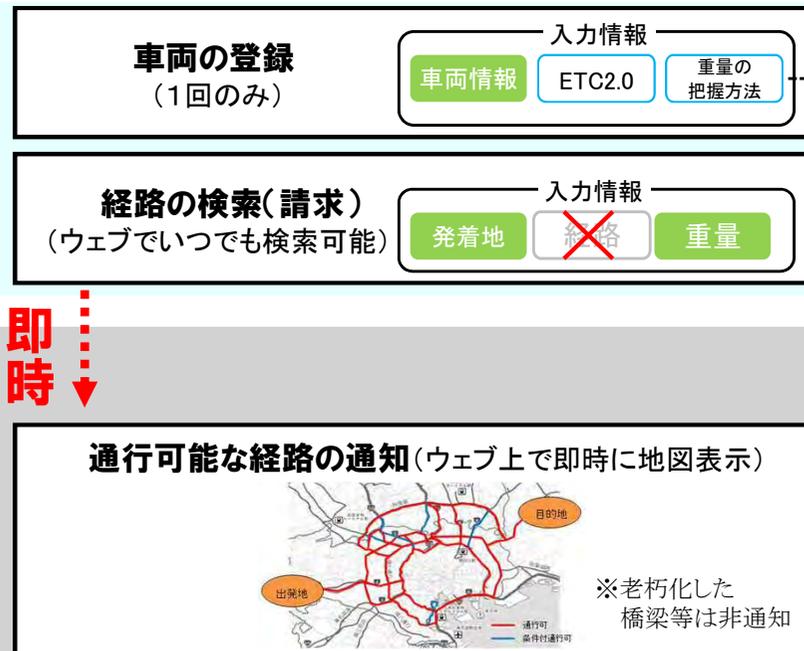


WIM(自動計測装置)による取締り

約30日(現状)

導入する新制度

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理



通行
(通行可能な経路を通行可)

- ・取締基地における取締り
- ・WIMによる取締り
- +
- ・ETC2.0を活用した経路確認
- ・運送依頼書等による重量確認

事業者の手続

行政の手続

実際の通行

通行時/通行後

※システムやデータの管理の一元化のため、外部機関(指定機関)にアウトソーシング可能

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 道路の管理</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 道路の保全等（第四十二条―第四十七条の十六）</p> <p>第五節 道路の立体的区域（第四十七条の十七―第四十八条）</p> <p>第六節 第十二節（略）</p> <p>第十三節 指定登録確認機関（第四十八条の四十六―第四十八の五十九）</p> <p>第十四節 道路協力団体（第四十八条の六十一―第四十八条の六十五）</p> <p>第四章 第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。第四十七条の五第三号及び第四十七条の六第一項第一号を除き、以下この節及び第八章において同じ。）の幅、重量、高さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。</p> <p>2 4（略）</p> <p>（限度超過車両の通行の許可等）</p> <p>第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 道路の管理</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 道路の保全等（第四十二条―第四十七条の六）</p> <p>第五節 道路の立体的区域（第四十七条の七―第四十八条）</p> <p>第六節 第十二節（略）</p> <p>第十三節 道路協力団体（第四十八条の四十六―第四十八条の五十二）</p> <p>第四章 第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。</p> <p>2 4（略）</p> <p>（限度超過車両の通行の許可等）</p> <p>第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する</p>

<p>2 7（略）</p> <p>（限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定等）</p> <p>第四十七条の三 国土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図るため、限度超過車両の通行（第四十七条の十第三項の回答の内容に従つた通行を除く。以下この項において同じ。）を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合においては、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道を含む場合に限る。第六項及び第七項において同じ。）について、区間を定めて、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができる。</p> <p>2 9（略）</p> <p>（限度超過車両の登録）</p> <p>第四十七条の四 限度超過車両を通行させようとする者は、当該限度超過車両について、国土交通大臣の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登</p>	<p>2 7（略）</p> <p>（限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定等）</p> <p>第四十七条の三 国土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図るため、限度超過車両の通行を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合においては、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道を含む場合に限る。第六項及び第七項において同じ。）について、区間を定めて、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができる。</p> <p>2 9（略）</p> <p>（新設）</p>
---	---

録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第一項の登録（第二項の登録の更新を含む。以下「登録」という。）を受けようとする者は、第四十八条の五十九第一項に規定する場合を除き、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

（登録の申請）
 第四十七条の五 登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 道路運送車両法による自動車登録番号
- 二 限度超過車両を通行させようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 車両（人が乗車しておらず、かつ、貨物が積載されていない状態におけるものをいい、他の車両を牽引する場合にあつては当該牽引される車両を含む。次条第一項第一号において同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径
- 四 限度超過車両の通行経路に係る記録の保存の方法
- 五 限度超過車両が貨物を積載する車両（以下「貨物積載車両」という。）である場合にあつては、積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法その他国土交通省令で定める事項

（登録の基準等）
 第四十七条の六 国土交通大臣は、登録の申請に係る限度超過車両が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その登録をしなければならない。

- 一 車両の構造が国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合するものである

- 二 限度超過車両の通行経路に係る記録の保存の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 限度超過車両が貨物積載車両である場合にあつては、その積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 国土交通大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。

（変更の届出等）
 第四十七条の七 登録を受けた者は、第四十七条の五各号に掲げる事項（次項及び第四十七条の十三第一項第一号において「登録事項」という。）に変更があつたときは、第四十七条の十第一項の規定による求めをする時までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る登録事項が前条第一項各号の基準に適合しないと認める場合を除き、変更の登録をしなければならない。

（廃止の届出）
 第四十七条の八 登録を受けた者は、登録を受けた限度超過車両（以下「登録車両」という。）の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録は、その効力を失う。

（登録の取消）
 第四十七条の九 国土交通大臣は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により登録を受けたとき。

- 二 第四十七条の六第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認められるとき。
- 三 第四十七条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(登録車両の通行に関する確認等)

第四十七条の十 登録車両を通行させようとする者は、国土交通

省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、当該登録車両を道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないよう通行させることができる経路(以下「通行可能経路」という。)

- 2 前項の規定による求めは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
- 一 道路運送車両法による自動車登録番号
- 二 出発地及び目的地

三 登録車両が貨物積載車両である場合にあつては、その積載する貨物の幅、重量、高さ及び長さ。

3 第一項の規定による求めを受けた国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、直ちに、当該求めに係る通行可能経路の有無を判定し、その結果について回答をするものとする。この場合において、通行可能経路があるときは、併せて、その内容及び当該通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法について回答をするものとする。

4 前項の規定による判定は、判定基準(登録車両の通行が、当該登録車両に係る第四十七条の五第三号及び第二項第三号に掲げる事項並びに第一項の規定による求めに係る出発地から目的地までの経路を構成することとなる道路の構造に関する情報に照らして、当該道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないものであるかどうかを判定するための基準として、国土交通省令で定めるところにより道路管理者が定めるものをいう。以下同じ。)に基づき、これを行うものとする。

5 第一項の規定による求めをしようとする者は、第四十八条の

(新設)

- 6 国土交通大臣は、第三項の回答をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該回答の内容を記載した書面を交付しなければならない。
- 7 前項の規定により書面の交付を受けた者は、当該回答に係る通行可能経路の通行中、当該書面を当該登録車両に備え付けていなければならない。
- 8 登録車両を第三項の回答の内容に従つて通行させるときは、第四十七条第二項及び第三項の規定は、当該登録車両について適用しない。

(判定基準等の提供等)

第四十七条の十一 国土交通大臣は、前条第三項に規定する判定

をするため、あらかじめ、道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条及び次条第三項において同じ。)に協議し、その同意を得て、当該道路管理者の判定基準及び当該判定に係る道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの(以下「判定基準等」という。)の提供を受けることができる。

- 2 前項の同意をした道路管理者は、直ちに、その判定基準等を国土交通大臣に提供しなければならない。
- 3 前項の道路管理者は、同項の規定により提供した判定基準等に変更があつたときは、直ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。
- 4 国土交通大臣は、前二項の規定によりその判定基準等を提供した道路の道路管理者から当該道路に係る前条第三項の回答に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならぬ。

(新設)

第四十七条の十二 登録車両を第四十七条の十第三項の回答の内

(登録車両の通行の記録及び報告)

(新設)

容に従って通行させる者は、当該登録車両ごとに、第四十七条の六第一項第二号及び第三号に規定する国土交通省令で定める基準に従って、当該登録車両の通行経路及び当該登録車両に積載する貨物の重量を記録するとともに、当該通行に係る通行時間その他国土交通省令で定める事項を記録し、これらを保存しなければならない。

2| 国土交通大臣は、第四十七条の四からこの条までの規定を施行するため必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、同項の記録その他必要な事項についての報告を求めることができる。

3| 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、登録車両が通行した経路を構成する道路の道路管理者に対し、国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

(データベースの整備等)

第四十七条の十三 国土交通大臣は、第四十七条の十三項の回答を迅速かつ適確に実施するため、次に掲げる情報を記録し、及び保存するデータベース(これらの情報の集合物であつて、特定の登録車両に係る通行可能経路の内容及び当該通行可能経路の通行に係る通行時間その他の通行方法を電子計算機を用いて容易に検索ができるように体系的に構成したものをいう。次項及び第四十八条の五十第一項第五号において同じ。)を整備することができる。

一 登録事項

二 判定基準等

三 第四十七条の十三項の回答の実績その他国土交通省令で定める事項に関する情報

2| 国土交通大臣は、前項のデータベースを整備した場合にあつては、当該データベースに記録された情報(判定基準その他国土交通省令で定めるものに限る。)をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(新設)

(車両の通行に関する措置)
第四十七条の四 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により付した条件に違反して、若しくは第四十七条の十第三項の回答の内容に従わないで車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

2 (略)

第四十七条の五(第四十七条の十一) (略)

(重要物流道路の指定)
第四十八条の十七 国土交通大臣は、道路の構造、貨物を積載する車両(以下「貨物積載車両」という。)の運行及び沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、全国的な貨物輸送網の形成を図るため、全国的な貨物輸送網の形成を図るため、貨物積載車両の能率的な運行の確保を図ることが特に重要と認められる道路について、区間を定めて、重要物流道路として指定することができる。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

第四十八条の四十六 国土交通大臣は、道路の交通の適切な管理に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第四十八条の四十九に規定する業務(以下「道路交通管理業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、指定登録確認機関として指定す

第十三節 指定登録確認機関

(指定)

(重要物流道路の指定)
第四十八条の十七 国土交通大臣は、道路の構造、貨物積載車両の運行及び沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、全国的な貨物輸送網の形成を図るため、貨物積載車両の能率的な運行の確保を図ることが特に重要と認められる道路について、区間を定めて、重要物流道路として指定することができる。

2・3 (略)

ることができる。

- 一 職員、道路交通管理業務の実施の方法その他の事項についての道路交通管理業務の実施に関する計画が、道路交通管理業務の適確な実施のために適切なるものであること。
 - 二 前号の道路交通管理業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
 - 三 道路交通管理業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて道路交通管理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 四 前三号に定めるもののほか、道路交通管理業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。
- 2 前項の規定による指定は、道路交通管理業務の範囲を定めて行うものとする。

(欠格条項)

第四十八条の四十七 国土交通大臣は、前条第一項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録確認機関の指定をしてはならない。

- 一 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。
- 二 第四十八条の五十七第一項又は第二項の規定により指定登録確認機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 その役員のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者があること。

(指定の公示等)

第四十八条の四十八 国土交通大臣は、第四十八条の四十六第一

(新設)

- 項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)をしたときは、指定登録確認機関の名称及び住所、指定登録確認機関が行う道路交通管理業務の範囲、道路交通管理業務を行う事務所所在地並びに道路交通管理業務の開始の日を公示しなければならない。
- 2 指定登録確認機関は、その名称若しくは住所、指定登録確認機関が行う道路交通管理業務の範囲又は道路交通管理業務を行う事務所所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定登録確認機関の業務)
第四十八条の四十九 指定登録確認機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

(新設)

- 一 次条第一項に規定する事務(以下「登録等事務」という。)を行うこと。
- 二 道路管理者の委託を受けて、第四十七条の二第一項の許可に係る審査の事務を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、道路の交通の適切な管理に資する業務を行うこと。

(指定登録確認機関による登録等事務の実施)

第四十八条の五十 国土交通大臣は、指定をしたときは、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。

(新設)

- 一 登録の実施に関する事務(第四十七条の九の規定による登録の取消しに関する事務を除く。)
- 二 第四十七条の十第三項の回答の実施に関する事務
- 三 第四十七条の十一第二項及び第三項の規定による判定基準等の提供の受理並びに同条第四項の規定による情報の提供に関する事務

- 四 第四十七条の十二第二項の規定による報告の受理及び同条第三項の規定による通知に関する事務
- 五 第四十七条の十三第一項の規定による同項各号に掲げる事項のデータベースへの記録及び同条第二項の規定による公表に関する事務

2 | 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定登録確認機関が行う前項第一号及び第二号の事務を行わないものとし、この場合における当該登録等事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 | 指定登録確認機関が登録等事務を行う場合における第四十七条の四から第四十七条の八まで及び第四十七条の十の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「指定登録確認機関」とする。

(秘密保持義務等)

第四十八条の五十一 指定登録確認機関の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、登録等事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 | 指定登録確認機関の役員及び職員で登録等事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録等事務規程)

第四十八条の五十二 指定登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する規程（以下「登録等事務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 | 登録等事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 | 国土交通大臣は、第一項の認可をした登録等事務規程が登録等事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その登録等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(新設)

(新設)

(帳簿の備付け等)

第四十八条の五十三 指定登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 | 前項に定めるもののほか、指定登録確認機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録等事務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十八条の五十四 国土交通大臣は、道路交通管理業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録確認機関に対し、道路交通管理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第四十八条の五十五 国土交通大臣は、道路交通管理業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録確認機関に対し道路交通管理業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録確認機関の事務所に立ち入り、道路交通管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 | 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 | 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録等事務の休廃止)

第四十八条の五十六 指定登録確認機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、登録等事務の全部若しくは一部を休止し、又

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2] 国土交通大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第四十八条の五十七 国土交通大臣は、指定登録確認機関が第四十八条の四十七第一号又は第三号に該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。

2] 国土交通大臣は、指定登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十八条の五十第三項の規定により読み替えて適用する

第四十七条の六、第四十七条の七第二項又は第四十七条の十

第三項、第四項若しくは第六項の規定に違反したとき。

二 第四十八条の五十一第一項、第四十八条の五十三又は前条

第一項の規定に違反したとき。

三 第四十八条の五十二第一項の認可を受けた登録等事務規程

によらないで業務を行つたとき。

四 第四十八条の五十二第三項又は第四十八条の五十四の規定

による命令に違反したとき。

五 第四十八条の四十六第一項各号に掲げる基準に適合してい

ないと認めるとき。

六 登録等事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3] 国土交通大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による登録等事務の実施)

第四十八条の五十八 国土交通大臣は、第四十八条の五十六第一項の規定により指定登録確認機関が登録等事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定登録確認機

(新設)

関に対し登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録確認機関が天災その他の事由により登録等事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第四十八条の五十第二項の規定にかかわらず、登録等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2] 国土交通大臣は、前項の規定により登録等事務を行うこととす、又は同項の規定により行つてゐる登録等事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3] 国土交通大臣が、第一項の規定により登録等事務を行うこととし、第四十八条の五十六第一項の規定により登録等事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つてゐる登録等事務を行わないこととする場合には、登録等事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(手数料)

第四十八条の五十九 指定登録確認機関が登録等事務を行う場合には、次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を当該指定登録確認機関に納付しなければならない。

一 登録を受けようとする者

2] 第四十七条の十第一項の規定による求めをしようとする者
前項の規定により指定登録確認機関に納付された手数料は、当該指定登録確認機関の収入とする。

第十四節 (略)

第四十八条の六十、第四十八条の六十三 (略)

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例)

第四十八条の六十四 道路協力団体が第四十八条の六十一各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第

(新設)

(新設)

第十三節 (略)

第四十八条の四十六、第四十八条の四十九 (略)

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例)

第四十八条の五十 道路協力団体が第四十八条の四十七各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第

二十四条本文並びに第三十二條第一項及び第三項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。

第四十八條の六十五 (略)

(収入の帰属)
第六十四條 (略)

2 第四十七條の二第三項の規定に基づく手数料は、同項の道路管理者の収入とし、第四十七條の三第七項、第四十七條の四第五項及び第四十七條の十第五項の規定に基づく手数料は、国の収入とする。

(道路管理者等の監督処分)
第七十一條 (略)

2・3 (略)

4 道路管理者(第九十七條の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四條、第三十二條第一項若しくは第三項、第三十七條、第四十條、第四十三條、第四十四條第三項若しくは第四項、第四十六條第一項若しくは第三項、第四十七條第三項、第四十七條の十四第二項若しくは第四十八條第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。)に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十

十四条本文並びに第三十二條第一項及び第三項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。

第四十八條の五十一 (略)

(収入の帰属)
第六十四條 (略)

2 第四十七條の二第三項の規定に基づく手数料は、同項の道路管理者の収入とし、第四十七條の三第七項の規定に基づく手数料は、国の収入とする。

(道路管理者等の監督処分)
第七十一條 (略)

2・3 (略)

4 道路管理者(第九十七條の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四條、第三十二條第一項若しくは第三項、第三十七條、第四十條、第四十三條、第四十四條第三項若しくは第四項、第四十六條第一項若しくは第三項、第四十七條第三項、第四十七條の四第二項若しくは第四十八條第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。)に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十

三條の二、第四十七條の十四第一項、第四十八條第四項、第四十八條の十二又は第四十八條の十六の規定による権限を行わせることができる。

6・7 (略)

(道路予定区域)
第九十一條 (略)

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四條、第三章第三節、第四十三條、第四十四條、第四十四條の二、第四十七條の二十一、第四十八條、第七十一條、第七十二條、第七十二條の二(第二項を除く。)、第七十三條、第七十五條、第八十七條及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3・4 (略)

第二百二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〜三 (略)

四 第四十八條の五十一第一項の規定に違反して、その職務に關し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

五 第四十八條の五十七第二項の規定による登録等事務の停止の命令に違反した者

六 (略)

第三百三條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一〜五 (略)

六 第四十七條第二項の規定に違反し、又は同條第一項の政令

三條の二、第四十七條の四第一項、第四十八條第四項、第四十八條の十二又は第四十八條の十六の規定による権限を行わせることができる。

6・7 (略)

(道路予定区域)
第九十一條 (略)

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」という。)については、第四條、第三章第三節、第四十三條、第四十四條、第四十四條の二、第四十七條の十一、第四十八條、第七十一條、第七十二條、第七十二條の二(第二項を除く。)、第七十三條、第七十五條、第八十七條及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3・4 (略)

第二百二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一〜三 (略)

(新設)

(新設)

四 (略)

第三百三條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一〜五 (略)

六 第四十七條第二項の規定に違反し、又は同條第一項の政令

で定める最高限度を超える車両の通行に關し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する第四十七条の十四第一項の規定による道路管理者の命令（第七十一条第五項の規定による道路監視員の命令を含む。）に違反した者

で定める最高限度を超える車両の通行に關し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する第四十七条の四第一項の規定による道路管理者の命令（第七十一条第五項の規定による道路監視員の命令を含む。）に違反した者

第七九（略）

第七九（略）

第百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

第百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

一・二（略）

三 第四十七条の十第七項の規定に違反して書面を備え付けなかつた者

三 第四十七条の四第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者

四 第四十七条の十二第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

四・五（略）

五 第四十七条の十二第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十三条の二、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六の規定による道路管理者の命令又は第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対する第四十七条の四第一項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。第七十一条第五項の規定による道路監視員の命令に違反した者についても、同様とする。

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

一（略）

二 第四十七条の七第一項又は第四十七条の八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二（新設）

三 第四十八条の五十三第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、若しくは帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三（新設）

四 第四十八条の五十三第二項の規定に違反した者

四（新設）

五 第四十八条の五十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五（新設）

六 第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けないで登録等事務の全部を廃止した者

六（新設）

七（略）

七（略）

第百七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第百条から前条まで（第百二条第四号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第百七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第百条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。